



# 議会基本条例 で真の地方自治を

～さらなる議会改革と活性化を誓う～

## 議会基本条例とは

地方分権時代にふさわしい議会のあり方や議会・議員の担うべき役割などを明らかにするとともに、議会改革の推進と活性化をはかるため、その基本的理念や方向性を示し、議会・議員の活動原則や町民と議会との関係、町長と議会との関係などを定める条例です。

## これまで取り組んだ議会改革

### ○議員定数の削減

合併時の21人から16人まで削減しました。

### ○会議録のホームページ公開

本会議の会議録をすべてホームページで公開しています。

### ○費用弁償と視察旅費の削減

費用弁償を1日2600円から1300円にしました。

行政視察する際の公費負担を85000円から60000円に減額しました。

### ○本会議の中継

年4回の定例会と臨時会をケーブルテレビとインターネットで中継しています。

### ○政治倫理条例制定

議員の守るべき倫理基準を定めました。

### ○議員研修規定

議員の資質を高めるため、年1回中央研修を受講するよう決めました。

### ○各種団体との懇談会

町内の各種団体と意見交換会を開催しています。

### ○議員と語る会

年2回町民と直接意見交換する場を設けました。

### ○議員討論会

町政の重要な課題について、議員相互で討論する機会を設けました。

### ○議会だよりのリニューアル

町民により親しまれる議会だよりづくりに努めています。

## 条例制定の必要性

地方分権や地方創生の時代に入り、地方自治体の独自性が求められるなか、地方議会の果たすべき役割や責任もますます高まってきています。

大山町議会では、議会改革や活性化の重要性を認識して取り組んできており、その集大成として議会基本条例を制定し、さらなる取り組みを行う決意を示すものです。